

区民が豊かさを感じるくらしの実現を目指して

# 北区公民連携ガイドライン

東京都北区 令和8年6月



## はじめに

区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁は、明治から昭和初期の我が国において、官と実業界をはじめとする民間社会をつなぐ架け橋として、その枠を超えた連携を積極的に推進し、日本の近代化に大きな礎を築いた人物です。

渋沢翁は「道徳経済合一」の理念のもと、経済活動における倫理の必要性を重視し、民間企業が社会的責任を自覚して創意と資源を公共の利益のために活かすことを実践しました。銀行、鉄道、製造業、教育、福祉、医療、まちづくりなど、多様な分野において公と民の協働を具現化し、その精神と行動は、今日においてもなお、社会の発展に寄与する普遍的な価値を持ち続けています。

私たちは、この渋沢翁の果たしてきた歴史的役割とその根底にある公共への奉仕の精神を継承し、地域社会の発展と持続可能な未来の創造に向け、公民がそれぞれの立場と特性を生かして協働する「公民連携」を力強く推進していきます。

## 目次

北区公民連携ガイドラインの位置づけ(条例第5条) .....	1
ガイドラインの目的 .....	1
ガイドラインの適用範囲について .....	1
1. 公民連携に取り組む背景 .....	2
(1) 北区の公民連携が目指すもの .....	2
2. 公民連携の基本方針 .....	3
(1) 公民連携の目的 .....	3
(2) 公民連携の理念 .....	3
(3) 公民連携における原則 .....	4
3. 公民連携窓口 .....	5
(1) 概要 .....	5
(2) 主な機能 .....	5
4. 公民連携プラットフォーム .....	5
(1) 概要 .....	5
(2) 主な機能 .....	5
(3) 参加要件 .....	6
5. 民間提案制度 .....	6
(1) 概要 .....	6
(2) 民間提案制度の流れ .....	7
(3) 事業化に向けた協議 .....	9
(4) 協定締結等・事業実施 .....	9
(5) 事業評価の実施 .....	9
6. 参考資料 .....	10
(1) 公民連携の主な手法 .....	10
本ガイドラインの見直しについて .....	11

## 北区公民連携ガイドラインの位置づけ(条例第 5 条)

本区の基本方針、公民連携事業の原則、推進体制等を規定した「北区公民連携推進条例(以下「条例」という。)」を制定しました。北区公民連携ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)は、条例第 5 条に規定する指針となるもので、公民連携の手法等を明らかとし「区民がくらしの豊かさを感じられる」ことを強固に進める公民連携を適切に推進するために民間事業者等及び行政の双方が相互の理解を深めるとともに、手法等を共有するために策定するものです。

## ガイドラインの目的

本ガイドラインは、北区における公民連携推進の基礎とし、すべての公民連携手法に共通する基本的な考え方を整理したものです。

公民連携は行政運営の手段の一つであり、今後その重要性はさらに高まると考えられます。区では、公民連携を円滑かつ効果的に進めるため、行政と企業、各種法人、大学、特定非営利活動法人、区民活動団体等(以下、「民間事業者等」という。)が相互理解を深め、お互いの役割分担や責任を明確化させることを目的に本ガイドラインを策定しました。

## ガイドラインの適用範囲について

行政と民間事業者等との「公民連携」の定義は一樣ではなく、企業等のネットワークを通じた情報発信や民間活動の支援、ネーミングライツ、PFI や指定管理者制度など様々な取組みに対して用いられます。

本ガイドラインでは、「公民連携」を次表のように大別し、「民間事業者等との連携による施策展開」を適用範囲とします。

公民連携の種類	内容
公有資産の活用による事業創出	ネーミングライツ、広告事業など
民間事業者等による公共サービスの提供	指定管理者制度、PFI、アウトソーシングなど
民間事業者等との連携による施策展開	区及び民間事業者等が、それぞれの持つ資源・ネットワークを結集し、社会課題等の解決に向けた、施策効果を高める取組みなど

## 1. 公民連携に取り組む背景

デジタル化や子育て環境、超高齢社会、気候変動など、区を取り巻く環境の変化は大きく、かつ時代の流れは早い動きを見せています。

また、北区基本計画 2024 においては、「民間事業者をはじめ、多様な主体との連携により、公と民のそれぞれが持つ強みを活かした公共サービスの提供を実現するとともに、新たな手法や仕組みを取り入れながら、公民連携の推進を図ります。」としています。

今後、さらに複雑で多様化する社会課題等を解決するために、区民、民間事業者、行政が互いに信頼と協調の関係を築き、地域の課題解決や新たな価値の創出が必要です。

### (1) 北区の公民連携が目指すもの

区では公民連携を推進することで、区民サービスの多様化と質の向上を図り、地域の価値向上を通じて区民が豊かさを感じるくらしの実現を目指すとともに、職員の公民連携に対する機運醸成やセクション間の連携を促進します。

北区が目指す姿は以下のとおりです。

- ・区民がくらしの豊かさを感じられる取り組みを公民連携で実施している。
- ・区における公民連携の基本的なルールやプロセスが体系化されるとともに、先行事例やノウハウが蓄積されることで、効率的・効果的・継続的な公民連携の取り組みが進められている。
- ・区と民間事業者等が対話により相互理解に努め、区民ニーズや社会課題等に対し、民間事業者等から積極的な提案がなされている。
- ・区と民間事業者等がそれぞれの役割や責任を果たすことにより、公民連携の取り組みが進められている。
- ・公民連携により、区民のシビックプライドの醸成につながっている。
- ・北区というフィールドを活用して、民間事業者等も公民連携による事業を進められている。



## 2. 公民連携の基本方針

### (1) 公民連携の目的

#### ① 区民サービスの多様化と質の向上

民間事業者等のアイデアやノウハウを活用し、より効率的・効果的なサービスを提供することで、区民サービスの質の向上を図ります。

#### ② 地域経済の活性化

新たな事業機会の創出や既存の区保有資産の活用等を通じて、雇用拡大・企業誘致・まちの賑わい創出などにつなげることで、地域経済を活性化させます。

#### ③ 新たな事業機会の創出

区が社会課題等を能動的かつ積極的に伝えることで、民間事業者等のアイデアやノウハウを最大限に活用した公民連携事業を創出し、民間事業者等にとっての新たな事業機会の創出につなげます。

### (2) 公民連携の理念

#### ① 新たな可能性へのチャレンジ

社会状況が目まぐるしく変化し続ける時代において、その変化に合わせた新しい手法を取り入れることで、区民満足度をより一層高めるチャンスとなります。社会課題等を解決する手法は、これまで区が採用してきた手法がすべてではありません。課題解決に向けた新たな可能性を柔軟に捉え、前向きに検討する姿勢を持って公民連携に取り組みます。

#### ② 相乗効果の創出

区内には地域の主体となるプレイヤーが数多く存在し、社会課題等の解決に向け様々な活動をしています。民間事業者等との連携を進めるにあたっては、区がこれまで培ってきた連携・協働の仕組みとの相乗効果を創出することを目指します。それぞれの主体が保有する知識・ノウハウ・資源を最大限に活かすことで「北区ならではの」相乗効果が生まれ、より効果的な社会課題等の解決につなげます。

---

### (3) 公民連携における原則

区では、円滑な公民連携事業の推進を図るため、以下の公民連携の原則を守り、関係者間の必要な調整を行います。

公民連携事業に参画する民間事業者等の皆さまは、その公共性を理解していただき、関係法令を遵守するとともに、継続的な事業運営をお願いいたします。

---

#### ① 課題と目標の共有の原則

区と民間事業者等は、双方が課題と目標を共有し、それぞれが有する「強み」「資源」「ネットワーク」を結集させ、相互価値を高める関係を構築します。

---

#### ② 対等・対話の原則

区と民間事業者等は、それぞれの役割と責任を明確化し、対等なパートナーとして信頼関係を構築し、社会課題等の解決に向け、積極的に対話を重ねます。

---

#### ③ 公平性の原則

区は、全ての民間事業者等に提案の機会を確保します。

---

#### ④ 透明性の原則

区は、実現した取り組みについて新たな連携を促進するため、民間事業者等の保護すべき情報を除き、提案事業の選定までのプロセスや成果を開示します。

---

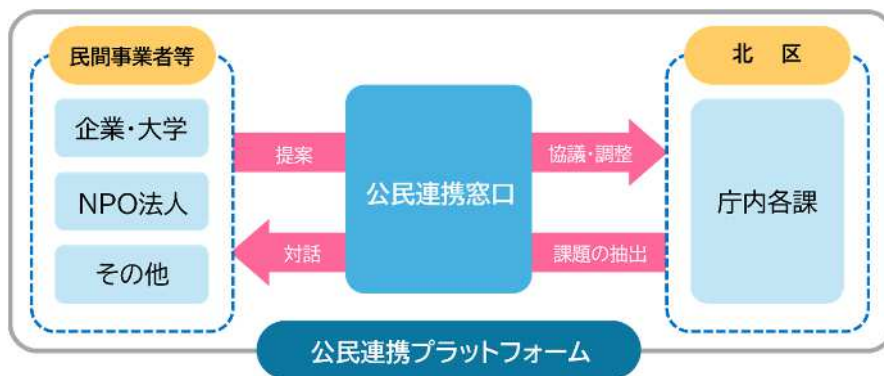
#### ⑤ 役割分担及び責任の明確化の原則

区と民間事業者等が連携し、それぞれの強みを活かしながら地域のための公共的な役割の一部を担うこととなります。公民連携を行うにあたっては、様々な社会的・経済的リスクを想定したうえで、その範囲と責任について合意し、明確化することにより、事業の安定性を確保します。

### 3. 公民連携窓口

#### (1) 概要・主な機能

社会課題等の解決に資する民間事業者等からの提案・相談を受け付ける「公民連携窓口」を設置します。公民連携窓口では、いただいたご提案を庁内各課と接続するなど庁内横断的な調整、実現に向けたサポートを行います。これまでにないアイデアや複数の課にまたがるような横断的提案等に係る総合調整を担い、庁内各課と協力して、社会課題等の解決につながる提案の実現に取り組み、担当部署を含めた協議までワンストップで支援します。



### 4. 公民連携プラットフォーム

#### (1) 概要

行政と民間事業者等が対等な関係で学び合いながら、社会課題等について共有・意見交換し、継続的に共創を生み出す仕組み(プラットフォーム)です。行政と民間事業者等がお互いの強みを活かして区民サービスの多様化と質の向上を図り、地域の価値向上に繋げていくための「活動の起点」としての機能を果たします。

#### (2) 主な機能

公民連携プラットフォームでは、「出会い」と「つながり」を根幹とし、継続的な共創を生み出す仕組みとして、以下のとおりセミナー・勉強会の開催や、区の課題や制度の共有、民間提案制度への接続サポートなどを行います。

また、勉強会や交流会といったイベントを開催し、民間事業者等へ参画を促していきます。プラットフォームで生まれたアイデアの実現に向けて、公民連携窓口での相談のほか、庁内・庁外連携の調整、運用方法の見直し検討、民間提案制度の活用や実施事業の紹介などを行います。

### (3) 参加要件

- ・ 提案した事業を的確に遂行することができる意思及び能力を有する、法人格を有している又はこれに準ずると区が認める企業等。
- ・ 東京都北区暴力団排除条例に規定する団体又は関係機関等に該当しないこと。
- ・ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的としていないこと。

## 5. 民間提案制度

### (1) 概要

民間提案制度とは、民間事業者等の創意工夫、専門的知識、資源を生かした提案を募る制度です。区との連携を通じて、社会課題等の解決や区民サービスの向上に貢献することを目的としています。提案内容については、北区基本計画を踏まえ「2. (1) 公民連携の目的(P.3)」の達成につながるものが対象です。

#### ① テーマ型提案

区が公民連携で解決したい具体的な課題を提示します。その課題に対し、民間事業者等が持つ創意工夫、専門的知識、資源を活かし解決策を提案するものです。

#### ② フリー型提案

民間事業者等が自ら課題を発見し、自社の強みを活かしながら、枠にとらわれない新しいアイデアを自由に提案するものです。

これらの提案に基づいて、区と提案者の対話を重ね、新たな事業を創り出していきます。

民間提案制度の具体的な運用手順は  
「北区民間提案制度実施要領」をご参照ください。

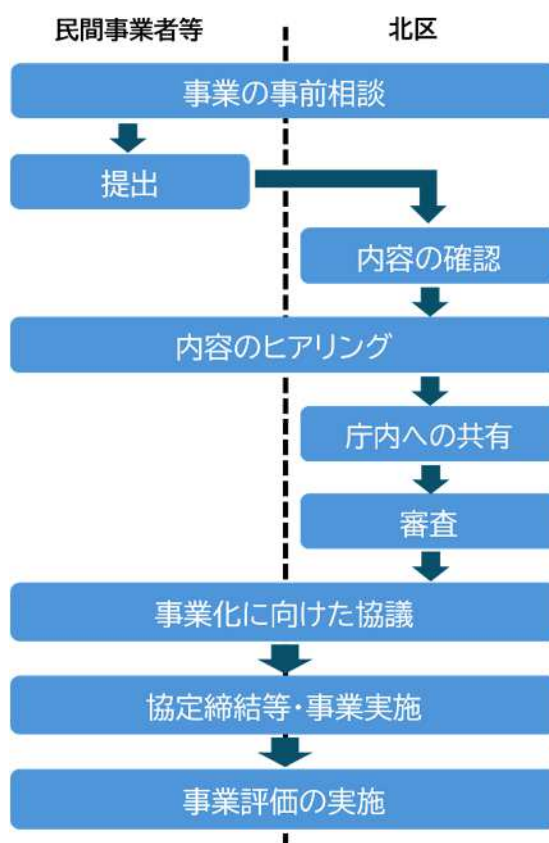
北区 HP

二次元コード

## (2) 民間提案制度の流れ

### ① 受付から評価まで

民間事業者等の提案を受けてから事業評価の実施までのフローは以下のとおりです。



- ※ 原則として、区に新たな財政負担が生じない提案とします。
- ※ 提案事業を実施する際、その提案事業が特定の権利を独占してしまうことが想定される(排他性が高い)場合、公平性の観点より、公募により実施主体を選定します。
- ※ 提案の審査は、原則として外部有識者を含めた北区民間提案制度審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行います。
- ※ 既存の区保有資産の活用等を通じて行う事業の場合、区有財産の目的外使用料や貸付料については、区の基準に基づき算定された金額を原則お支払いいただきます。

## ② 主な審査項目

審査項目は以下のとおりです。

評価の視点項目	評価の基準
公益性 (社会貢献度)	・社会課題等の解決や区民生活の質の向上に寄与するか。 ・公共の利益に適合するものか。
実現性・継続性	・実現可能な事業計画で、民間主体での実施が可能な内容か。 ・最終目標(KGI)の達成に向けたプロセスの達成状況を定量的に測定する指標(KPI)が定められているか。 ・事業を継続的、安定的に担うために必要な業務体制を有しているか。
専門性・独自性	・優れた技術、ライセンス、ノウハウ、資源、ネットワーク等を活かした提案であるか。 ・独自の発想や工夫に基づく付加価値があるか。 ・行政が実施するよりも区民サービスの向上が図られる工夫があるか。
将来性、発展性	関連事業との連携による効果拡大または、類似事業への波及効果が期待できるか。
法令適合性	提案の実現にあたり、法令上の支障はないか。

※ PFI や指定管理者制度など、個別のガイドライン等に具体的手続きや運用方法が規定されている公民連携手法については、それぞれの規定に応じて、別途適切な手続きを進める必要があります。

- (例) ・北区と民間事業者との協定締結に関する考え方(企画課)  
・北区指定管理者制度ガイドライン(経営改革・公共施設再配置推進担当課)  
・北区 PPP/PFI 基本指針(経営改革・公共施設再配置推進担当課)  
・北区ネーミングライツ導入ガイドライン(経営改革・公共施設再配置推進担当課)  
・東京都北区後援名義等使用承認事務取扱基準について(総務課)

※ すべての過程において個人情報保護を徹底します。また、第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等)やプライバシー権、その他いかなる権利も侵害することがないように、自らが努めるとともに、公民相互に確認し合いながら連携を進めます。

---

### (3) 事業化に向けた協議

しごと連携課が調整の上、「協議対象として選定」となった提案者(以下、「交渉権者」とします。)と所管課で事業化に向けた詳細な協議を実施し、連携に係るお互いのメリット、役割分担、想定スケジュール、成果指標等についてお互いの認識を共有し、事業スキームの構築を行います。

---

### (4) 協定締結等・事業実施

詳細協議(※)により双方が合意した場合、必要に応じて、交渉権者と本区は提案事業の実施に係る協定等を締結の上、事業を実施するものとします。

※詳細協議:しごと連携課が調整の上、交渉権者と所管課で事業化に向けた詳細な協議を実施すること。

---

### (5) 事業評価の実施

---

#### ① 事業実施中の評価の実施(所管課によるモニタリング)

良質な公共サービスを継続的に提供し、事業効果を客観的に説明するため、詳細協議において設定した成果指標に基づき適切に所管課によるモニタリングを行う仕組みが重要です。

提案の受付段階で事業スキームや成果指標を検討し、制度設計と併せて目標値や評価データの取得方法、区と民間事業者等の役割分担を協議し、成果指標を決定します。

---

#### ② 事業実施後の評価

実施者、事業所管課、審査委員会のそれぞれが評価を行います。所管課の意見を踏まえて審査委員会が総合的な評価(A:高く評価できる、B:妥当である、C:改善が必要である)を決定し、総合的な評価がA又はBの場合は継続実施を検討し、Cの場合は原因分析の上、改善や新たな事業の提案募集等を検討します。

## 6. 参考資料

### (1) 公民連携の主な手法

#### ① 連携協定

区が抱える課題解決や施策を推進するために、区及び協定事業者が相互の連携を強化し、地域の活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的として締結するもので、個別の事業や特定分野の事業を実施するために締結するもの。

#### ② 民間提案制度

民間独自のアイデア・創意工夫を活かしつつ社会課題等の解決に資する提案を受け付け、行政と民間事業者等が互いに対話を進めながら、新たな事業機会の創出と課題解決に取り組む手法。

#### ③ 実証実験

区が抱える課題やニーズを解決するために、新たなアイデアや技術を活用し、その効果や実現可能性を区が提供するフィールド等で期間を限定して検証する手法。

#### ④ サウンディング調査

事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話から民間事業者等の意見や新たな提案の把握等を行い、対象事業の検討を進展させることを目的とした手法。

#### ⑤ 共同開発

製品やサービスを他企業と共同で開発し、市場に提供する手法。

#### ⑥ 指定管理者制度

行政の指定を受けた者が「指定管理者」として公共施設の管理を代行する手法。

#### ⑦ ネーミングライツ

区と民間事業者等との契約により、公共施設等に愛称等を付与する代わりに、当該事業者からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する手法。

---

## ⑧ PFI 等

PFI 法に基づき、民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用し、公共施設等の建設・大規模修繕・維持管理・運営を行う手法。

---

## ⑨ PFS(成果連動型民間委託契約方式)

社会課題等の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う手法。

## 本ガイドラインの見直しについて

区民ニーズの変遷により、公民連携の考え方や取り組み等も変化する可能性があります。状況変化に対応しながら、本ガイドラインも適宜必要な見直しを行います。

東京都北区公民連携ガイドライン

令和 8 年6月発行

刊行物登録番号 8-3-020

編集・発行 北区区長室しごと連携課

〒114-8508

北区王子本町 1-15-22

TEL 03-3908-1226(直通)